政　令

構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十七号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年八月三十一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　末松　信介

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十八号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十月一日とする。

総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　岸田　文雄

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十九号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改める。

第五条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同条中「十四万五千円」を「十万九千八百円」に、「法第二十条第二項第三号に規定する種類」を「同項の主務省令で定める区分」に改める。

第六条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改める。

第七条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同条中「十一万三千五百円」を「九万円」に、「法第二十条第二項第三号に規定する種類」を「同条第二項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める区分」に改める。

第八条を第十三条とし、第七条の次に次の五条を加える。

（登録認定機関の登録手数料）

第八条　法第三十四条の政令で定める手数料の額は、同条の申請一件につき十三万二千円を超えない範囲内において同条の主務省令で定める区分ごとに主務省令で定める額とする。

（登録認定機関の登録の有効期間）

第九条　法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録認定機関の登録更新手数料）

第十条　法第三十六条において読み替えて準用する法第二十一条第二項において準用する法第三十四条の政令で定める手数料の額は、法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の登録の更新の申請一件につき十万四千七百円を超えない範囲内において法第三十六条において読み替えて準用する法第二十一条第二項において準用する法第三十四条の主務省令で定める区分ごとに主務省令で定める額とする。

（関係農業委員会等の意見の聴取）

第十一条　都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村をいう。第十四条において同じ。）の長は、法第三十七条第七項後段（法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下この条において「関係農業委員会等」という。）の意見を聴かなければならない。